

課題に挑む

技術士のソリューション

[97]

卵アレルギー

2010年10月に「『アレルギー患者が食べられる』と称する卵の販売サイトに関する注意喚起について」というニュースリリースが消費者庁から発せられた。「卵にアレルギーがある方も食べていたでいる」「安心して生で食べられる卵。アレルギーの



久保康弘技術士事務所代表

久保 康弘 (生物工学部門)

安全安心③

食品に薬事広告規制の網

方もぜひ試してほしい」などという記載があるサイトが相変わらず多い。

体験談掲載例も

これらを鵜呑みにし、当該サイトを見た方が卵アレルギー患者でも食べられると誤解する内容となっている。また、「卵

薬事法に抵触?

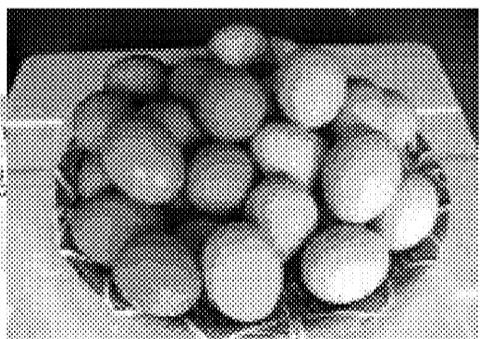
「公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない」と規定する食品衛生法第20条に違反する恐れがあるが、私は上記のようなケースでは薬事法にも十分

すると、その食品は医薬品と見なされ、無承認無許可の医薬品として薬事法違反となる。厚生労働省通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別添「医薬品の範囲に関する基準」では、医薬品的な効能効果(食品が標榜で

誤解生む医薬効果の暗示

販売業者も法令順守を

アレルギーだった息子も私どもが作った卵だけは食べることが出来るようになった」といった、個人の体験談を掲載しているケースもある。アレルギーだと警告せざるを得ない表現)として、次の三つの類型をあげている。「疾病の治療又は予防を目的とする効能効果」「身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果」「医薬品的な効能効果の暗示」である。



美味しくて本当に美味しく食べたいと思いませんか? 是非お試しください

表示・広告が医薬品的な効能効果に該当するかどうかは文脈やデザイン(イラスト・写真や文字の大小)なども含め、総合的に判断される。厚生労働省通知「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」では、広告要件として次の3項目をあげている。「顧客を誘引する意図が明確であること」「商品名が明らかにされていること」「一般人が認知できる状態であること」である。

今回の場合、アレルギーを完全に除去することは現状ではほぼ不可能であり、アナフィラキシーショックが生じて死に直結する場合も十分

にあるという意識や、先に述べてきた薬事広告規制に関するコンプライアンス(法令順守)体制が、販売業者には希薄としかいえない。食品が医薬品的な効能効果を標榜することで「一般消費者に正しい医療を受ける機会を失わせる」「不良品および偽薬品が製造販売される」「医薬品の正しい使用が損なわれ、ひいては医薬品に対する不信感を生じさせる」「一般消費者に不当な経済的負担を負わせる」などのような弊害をもたらす。

食品には食品の役割が、医薬品には医薬品の役割があり、そのノリを超えてはいけないのである。(今回は1月11日掲載)